

任意継続被保険者の手続きの変更について

2025年1月以降、任継手続きは、郵送手続きのみとなり、
健保への訪問は不要となります。

必要書類を健保へ送付

A Tグループ健保ホームページの「申請書一覧」より、以下の書類をダウンロードし、
記入の上、健保の総務課へ送付

- ・健康保険任意継続被保険者資格取得申請書兼被扶養者届
- ・健康保険被扶養者現況書【任意継続用】



2024年12月末まで

健保を訪問し初回保険料を現金納付
翌月以降の保険料納付書と説明書類を受領



健保へ保険料を振込
(翌月以降分)

2025年1月以降

健保から保険料納付書と説明書類が郵送される



健保へ保険料を振込
(初回および翌月以降分)

※2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行は無くなりました
(マイナ保険証の利用登録をお願いしております)